

平成29年3月23日
記者発表資料

指定薬物を含む危険ドラッグの発見について

平成29年1月にインターネットサイトで危険ドラッグを購入し、県衛生研究所で検査したところ、次の製品から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）で規定される「指定薬物」が検出されました。

これらの製品による健康被害事例は、現在のところ報告されていませんが、これらの製品をお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課にご相談ください。

1 指定薬物を含む製品概要

	通称名 (販売サイト上の製品名)	形状	購入先	検出された 指定薬物
1	sample 6 (ブルーマジックアイス レベル2)	粉末	サイト名: AROMA - MARKET	4-Fluoro- α -PVP
2	sample 9 (ハイテンション)		所在地:不明 発送元:東京都	4-Fluoro- α -PVP、 α -PHPP

2 違反の内容

医薬品医療機器等法第76条の4

3 県の対応

- ・ 製品の発送元を所管する自治体に通報しました。
- ・ インターネットサイトに対して、当該製品の販売中止を指示しました。
- ・ 今後も買上調査を継続し、危険ドラッグの監視指導・取締を徹底します。

4 県民の皆さまへ

- ・ 当該製品の使用により、健康被害を生じる恐れがありますので、当該製品をお持ちの方は直ちに使用を中止して、健康被害が疑われる場合は医療機関を受診してください。
- ・ 合法ハーブ、お香、アロマ等と称して販売される製品であっても、身体に有害な作用を及ぼす物質が含まれているものがあり、大変危険です。危険ドラッグは決して使用したり、関わらないようにしてください。

問合せ先

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課

課長	小笠原	電話 045-210-4960
献血・薬物対策グループ	阿武野	電話 045-210-4972

<参考>

- 指定薬物が検出された製品



1 : sample 6
(ブルーマジックアイスレベル2)



2 : sample 9
(ハイテンション)

- 指定薬物の化学名及び規制年月日

- ・ 通称名: 4 - Fluoro - α - PVP

化学名: 1 - (4 - フルオロフェニル) - 2 - (ピロリジン - 1 - イル)ペンタン - 1 - オン

規制年月日: 平成 26 年 1 月 12 日

- ・ 通称名: α - PHPP

化学名: 1 - フェニル - 2 - (ピロリジン - 1 - イル)ヘプタン - 1 - オン

規制年月日: 平成 25 年 11 月 20 日

- 指定薬物とは

医薬品医療機器等法に基づき指定される成分で、現在、2,362 物質が指定されており、同法第 76 条の4において、研究や医療等の用途を除き、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されています。